

再チャレンジプログラム 第1回（令和2年度 民法）

弁護士 春田 尚純

第1 はじめに

いよいよ後期である。皆さんには小手先のテクニックに依拠し、内容がない「薄い答案」を作成してほしくないで、本質的なポイントに重点を置いてゼミを実施してきた。その甲斐あって、答案作成の基礎は構築できたように思う。

今回からは、「無駄に点を落とさない」「確実に点を取る」ためのテクニック的な要素も取り入れたい。そのためにも、答案作成において「力の入れどころ」や「小さな努力で大きな差がつくポイント」などに重点を置いてお伝えしたい。

第2 R2 民法の特徴

R2 民法は、とても範囲が広く、かつ基本事項から未だ考えたことのない論点までを網羅し、実力差の出やすい実にバランスの取れた問題となっている。難易度は高いが、①訴訟物→②要件（要件事実）→③あてはめ、の鉄則に従って、設問通りのナンバリングをすれば、十分に合格点はとれる。このスタイルを、問題を問わずに貫けるかどうか合否の分かれ目である。民法では常にこのルールに従って考えよう。

難解な問題が出たら、深入りしすぎず、このルールにしたがって書くだけで失敗しない答案になる。典型的な不合格者は、慌ててしまってこのスタイルで検討できなくなってしまうケースが多い。

<答案構成>

[設問1]

第1 Bの主張として考えられるもの【設問にしたがったナンバリングをすると漏れない】

- ① B→C：契約不適合に基づく代金減額請求（563条1項）
- ② B→C：乙建物の修補に代わる損害賠償請求権との相殺（562条1項、564条、415条1項、505条1項）

第2 主張の可否

1 ①について【1つ1つ要件を検討すればよい。漏れないように。】

（1）B→Aへの代金減額請求

- ア. 「品質…に関して契約の内容に適合しないこと」（562条1項）
- イ. 相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がない（563条1項）
- ウ. 買主の責めに帰すべき事由（563条4項）
- エ. 買主がその不適合を知った時から一年以内にその旨を売主に通知（566条）

（2）B→Cへの主張

債権譲渡（466条1項）→対抗要件具備（467条1項）。代金減額請求可能である事実が「事由」（468条1項）？

「事由」＝発生原因事実があることを指す

あてはめ → OK

2 ②について

(1) 損害賠償請求の可否 (415 条)

- ア 債務の本旨に従った履行がないこと
- イ 損害の発生、因果関係
- ウ 帰責事由

(2) 相殺の可否

- ア 相殺適状
- イ C に対抗できるか? 「前の原因に基づいて生じた債権」(469 条 2 項 1 号)?
期待権保護→相殺への合理的期待があるか
- ウ 発生原因事実があった → OK

[設問 2]

第 1 小問 (1) 【設問にしたがったナンバリングをすると漏れない】

1 a 部分の発言

(1) 隣地通行権の成否【1 つ 1 つ条文にあてはめれば OK】

「分割によって公道に通じない土地が生じた」場合、隣地通行権が生じる (213 条 1 項)。

本件では、甲土地は丙土地と一体だったが分筆して D→A 譲渡

(2) 範囲

通行のために必要かつ最小の範囲のみ (211 条 1 項)。

部分 a は最小。

2 c 部分の発言

自動車のために c も必要かつ最小?

判例→あてはめ (否定)

第 2 小問 (2) 【激難】★

設問に沿ってナンバリング。

1 B の見解

- ・契約の性質 (物権契約と債権契約 or 一体とした有償契約)
- ・債権債務関係
- ・解除の趣旨 (債務からの解放? 契約からの解放?)

2 D の見解

- ・契約の性質 (物権契約と債権契約 or 一体とした有償契約)
- ・債権債務関係
- ・解除の趣旨 (債務からの解放? 契約からの解放?)

3 D の解除の可否

[設問 3] 【複雑だが、訴訟物→要件事実を意識すれば整理できる】

訴訟物は、売買契約に基づく移転登記手続請求権 (560 条)

要件事実、売買をしたことだが、今回はやや複雑なので、1 つ 1 つひも解く。

1 BF 間売買

2 E→F 代理権授与 (なし)

→(1)Fの日常家事(761条)、(2)表見代理(110条)、(3)Eの追認拒絶の可否

(1)761条

同条は、日常家事行為について夫婦の連帯責任と、この前提として夫婦の日常家事行為について法定代理権を定めたもの→日常家事行為とは、夫婦が共同生活を営む上で通常必要な法律行為を指す。また、同条の趣旨は、夫婦の一方と取引に入った第三者の保護にある。そこで、その判断は夫婦の内部的事情、行為の個別的目的に加えて、客観的性質等も考慮して判断される

(2)110条

- ・法定代理権も110条の基本代理権に含まれる
- ・110条の直接適用を認めると、その行為の代理権があると信じるにつき「正当な理由」があれば、第三者は保護されてしまう。これでは、夫婦別産制(762条)の趣旨を没却してしまい妥当でない。そこで、相手方においてその行為が当該夫婦の日常家事行為の範囲内に属すると信じるにつき正当の理由のあるときに限り、110条の趣旨を類推適用。

(3)第三者が無権代理人を相続→追認拒絶の可否(ここは厚く書けなくてもいい)

信義則

3 F→G相続(ここを1の中で書いてもいい。938,939,889条1項2号、921条1号)

第3 今後のスケジュール

- 1 日程(2コマ×2回)
- 2 年度と科目(平成28年度?科目は?)
- 3 ほかにご相談・ご要望など

以上